

国土交通省 説明資料

問：造船造機統計公表時の秘匿処理について

答：

造船調査においては、従来より船舶の起工～しゅん工に係る実績が1隻又は2隻であつても秘匿処理は行わず、公表してきたところである。

業界団体に確認したところ、各事業所にはこれまでも理解していただいております。また、今般、造船調査の調査項目として新たに「受注」が加わり、公表実績が1隻又は2隻であったとしても、受注船価が公表されない限りはビジネス戦略上、特に影響はないこと、造船会社によっては受注～しゅん工の各実績を自らプレスリリースする場合もあること等により特段の支障はないとの回答を得たところである。

問：受注（契約）は相手のあるものであり、報告者である受注者側だけの考えのみで報告してよいものか悩ましい問題がある。

答：

複数の造船事業所に確認したところ、受注（契約）実績の報告についても契約が済んだ段階であれば（受注船価以外の項目について報告することは）発注者との関係においても問題なく、また、船舶の製造にあたり、発注者との意思の疎通は適宜行っている、との回答が得られたところである。

問：経済センサスとの突合について

答：

「事業所母集団 DB」及び「経済センサス-活動調査」（以下、「活動調査」という。）のうち、船用機関の製造等に関係を有すると思われる 31 の産業（中分類ベース）についての調査票情報の提供を受け、当該 31 産業に属する事業所（約 38 万事業所）と造機調査対象事業所 576 件とのマッチングを行った。

「事業所母集団 DB」の産業分類は主産業をベースにしたものであるが、船用機関の製造等を営む事業所では、船用機関の製造等以外の事業を兼業している等、船舶機関の製造等が副産業として位置付けられることもあるため、「活動調査」の調査票情報を用い、製造品名等から船用機関に関するものを選定しようとしたところである。

「船用機関」として分類されている製品を製造している事業所は選定が容易であるが、例えば「ボイラ」や「プロペラ」等については、船用機関であるかどうか 6 桁の商品分類コードから判別することが困難であるため、約 38 万事業所のうち、副産業として船用機関の製造等を行う者を正確に把握することは困難であった。

そのため、「活動調査」において産業分類が細分類「3134 船用機関製造業」とされている事業所について、詳細にマッチングを行った。その結果、抽出された 320 件のうち、造機調査の調査対象事業所となっていない事業所が 45 件存在した。

当該 45 事業所については、地方運輸局に問い合わせたところ、船用機関の製造に付随する事業（例：ヨットなどの小さな船舶の製造、船用機関の設計または販売業、ぎ装品の製造、船舶配管工事業等）が含まれていたこと、加えて、「活動調査」の対象時期（平成 23 年）と造機調査の対象事業所を把握するための「船用機関等施設状況報告書」の対象時期（平成 24 年）に相違があるため、常用雇用者数に変動があった場合や、会社の統廃合等があるなど、最新の情報が反映されていない事業所が含まれていることが確認できた。

なお、約 38 万事業所の中には、造機調査対象事業所が 547 件（調査対象事業所の 95 %）含まれており、副産業として船用機関の製造等を行っている事業所も網羅されていると考える。

以上のことから、船用機関の製造等を営む者については、法令に基づく報告を基にした把握方法が妥当なものと考えるが、必要に応じ、今後の「活動調査」の結果も参照しつつ、適宜調査対象事業所の適切な把握に努めてまいりたい。